

### 3-3 所得種類別課税状況

#### (1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	15,754,475	2,399,141	92,775	134,509,222	150,356,472	2,399,141
社	債	31,195,154	4,748,217	133,354	102,093,557	133,422,065	4,748,217
預貯金	銀 行 預 金	112,712,040	17,148,915	1,209,473	9,145,223	123,066,736	17,148,915
	銀行以外の金融機関の預金	78,963,492	12,008,672	1,367,850	29,383,461	109,714,804	12,008,672
	その他勤務先預金等の利子	9,056,036	1,386,558	14,762	41,608	9,112,406	1,386,558
合同運用信託の収益の分配		3,435,311	526,118	2,700,951	32,901	6,169,163	526,118
公社債投資信託の収益の分配等		9,645,339	1,464,377	38	13,037	9,658,414	1,464,377
小 計		260,761,847	39,681,997	5,519,203	275,219,009	541,500,061	39,681,997
定期積金の給付補てん金等		27,994,203	4,235,941	—	180,856	28,175,059	4,235,941
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		33,448,975	6,566,782	—	3,450	33,452,425	6,566,782
割引債の償還差益		13,785	2,533	—	—	13,785	2,533
計		322,218,811	50,487,253	5,519,203	275,403,315	603,141,330	50,487,253

調査対象等： 平成25年2月から平成26年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定投資法人の投資口の配当等	1,044,783,370	213,344,764	283,340,487	439,640,180	31,421,084	1,767,764,036	244,765,848
投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配等	1,549	237	6,474,466	16,612,928	1,187,326	23,088,942	1,187,563
源泉徴収選択口座内配当等	—	—	—	471,291,899	33,620,695	471,291,899	33,620,695
計	1,044,784,918	213,345,001	289,814,953	927,545,007	66,229,105	2,262,144,877	279,574,106

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	1,070,241,135	75,199,507

調査対象等： 平成25年2月から平成26年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

## (4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 3,770,103,392	千円 141,117,386	千円 36,454,474,199	千円 1,286,047,830	千円 40,224,577,591	千円 1,427,165,216
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	9,142,374	187,118	217,101,206	3,561,125	226,243,581	3,748,243
	計	3,779,245,767	141,304,504	36,671,575,405	1,289,608,955	40,450,821,172	1,430,913,459
退 職 所 得		403,998,024	5,275,559	1,422,151,067	38,102,408	1,826,149,091	43,377,967
災害減免法により徴収猶予したもの		—	—	—	124,428	—	124,428

調査対象等：給与等の支払者から平成26年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成25年2月から平成26年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公社、公団、公庫、事業団、日本政策金融公庫、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

## (5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条  該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	106,156,938	12,110,728
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	330,548,545	40,976,392
	診療報酬	156,949	13,709
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	198,386,782	14,517,454
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	26,025,575	3,117,331
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	61,959,175	3,727,696
	契約金・賞金	5,974,399	506,862
	小 計	729,208,363	74,970,172
法第203条の2該当（公的年金等）		1,679,823,844	64,400,709
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		1,099,188,058	17,001,509
法第174条該当（馬主が受ける競馬の賞金等）		—	—
計		3,508,220,265	156,372,390
災害減税法により徴収猶予したもの		—	—

調査対象等： 報酬・料金等の支払者から、平成26年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成25年2月から平成26年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	828,422	78,651
剰余金又は利益の配当、特定投資法人の投資口の配当等、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	177,460,617	11,636,086
匿名組合契約に基づく利益の分配	124,900	24,979
給 与 ・ 賞 与 等	25,557,597	2,658,733
退 職 所 得	3,644,359	547,829
役 務 の 報 酬	146,938	25,124
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	46,377,398	4,903,060
著作権の使用料又はその譲渡による対価	5,082,951	492,806
貸 付 金 の 利 子	4,436,973	555,096
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	3,959,023	766,170
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	3,981,499	397,314
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	12,632,700	2,109,561
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	112,526	10,734
賞 金	132	51
合 計	284,346,035	24,206,192

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国人の所得についての所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。